

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長

消火器・防災物品の適切なリサイクルに向けた取組みの推進について

今後の我が国経済社会にとって重要性や緊要性の高い情報化、高齢化、環境対応の三分野について、平成12年度から、政府全体として取組むべき事業としてミレニアム・プロジェクト事業が始められました。

消防庁では、これを受けて、火災予防上は必要不可欠であるものの適正な処理が困難とされていた消火器及び防災物品のリサイクル・リユースについて、「消火器・防災物品リサイクル推進委員会」(委員長：次郎丸誠男・危険物保安技術協会理事長)を設置し、平成12年度から16年度までの5年間積極的に取り組んできました。

今般、その報告書が「消火器・防災物品リサイクルの推進について」としてとりまとめられましたので、送付致します。

貴職におかれましては、本報告書を貴都道府県内の消防本部に配布頂くとともに、循環型社会形成推進基本法や本年2月に発効した京都議定書等の環境配慮への取組みの一環として、下記事項に留意し、消火器・防災物品の適切なリサイクルに向けた取組みの推進にご協力頂くようお願い致します。

なお、別紙に消火器及び防災部品のリサイクルに係る概要を示すとともに、当庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)に本報告書を掲載しますので、積極的にご活用頂くようお願い致します。

記

- 1 不用消火器の回収については、従来、春秋の全国火災予防運動等の機会を捉えて一斉回収を実施するよう協力依頼してきたところであるが、今後もこのようなタイミングを捉えて回収作業を進めることが重要であること。
なお、本報告書の事例にあるとおり、
 - ・地方公共団体における既存の回収制度(資源ごみ・大型ごみ等の回収)の活用
 - ・ガソリンスタンド等の地域拠点と連携した回収の仕組みの活用など地域の実情に即した回収拠点の拡大について、積極的に取り組むこと。
- 2 廃防災物品に係るリサイクル技術が開発されたことを踏まえ、今後は、当該技術を用いて事業化に向けた取組みを進めることとしており、貴都道府県におけるリサイクルに関連する地域の事業者や団体等の取組みについて積極的に情報収集を行い、廃防災物品のリサイクル事業の具体化に資する情報について、当課あて提供頂きたいこと。
- 3 消火器及び防災物品のリサイクル技術が開発されたこと及びこれを踏まえた取組みを推進することについて、住民に対し、幅広くわかりやすい広報・普及啓発活動を行うこと。